保存期間	３年（令和７年１２月３１日まで）
有効期間	３年（令和７年１２月３１日まで）

福 警 備 第 ３ ２ ４ ５ 号

令 和 ４ 年 １ ２ 月 ２ ０ 日

各部長
　　殿
各所属長

警察本部長

福岡県警察原子力災害対策警備措置要領の制定について（通達）

原子力災害に対する警備措置要領については、「福岡県警察原子力災害対策警備措置要領の制定について（通達）」（令和元年１２月２３日付け、福警備部第２４９７号。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところであるが、下記のとおり引き続き運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達については廃止する。

記

目次

第１　総則
　１　目的
　２　準拠
　３　定義
第２　基本方針
第３　職員の非常招集及び緊急参集
第４　警備体制
　１　警察本部における体制の確立
　２　関係警察署における体制の確立
第５　部隊の編成及び任務
　１　本部警備部隊の編成
　２　警察署警備部隊の編成
第６　原子力災害等発生時における措置
　１　事態の把握等

２　主な警察措置

３　職員の適正な被ばく管理

４　被ばく線量管理

第７　平素における措置

１　連絡体制の整備

２　職員に対する教養訓練

３　原子力防護資機材の整備

４　基礎資料の整備

５　災害警備計画の策定

第８　庶務

第１　総則

１　目的

この要領は、福島第一原子力発電所の事故による原子力災害を踏まえ、九州電力株式会社玄海原子力発電所（以下「玄海原発」という。）の原子炉の運転等により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出される事故が発生し、又はそのおそれがある場合における警察活動について定め、もって原子力災害に対する警備活動（以下「原子力災害警備活動」という。）の万全を期することを目的とする。

２　準拠

原子力災害警備活動については、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号。以下「原災法」という。）、原子力災害対策指針（平成３０年８月１３日原子力規制委員会告示第８号）、国家公安委員会・警察庁防災業務計画（令和４年１２月）、福岡県地域防災計画（平成３０年度福岡県防災会議）、原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書（平成２４年４月２日締結。以下「協定」という。）、福岡県警察災害警備基本計画の制定について（平成２６年福岡県警察本部内訓第２号。以下「災害警備基本計画」という。）等関係法令によるほか、この計画に定めるところによる。

３　定義

⑴　原子力災害

原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

⑵　原子力緊急事態

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該事

業所外へ放出された事態をいう。

⑶　特定事象

原子力災害対策特別措置法施行令（平成１２年政令第１９５号）第４条第４項各号に掲げる事象をいう。

⑷　警戒事象

特定事象に該当する事象に至る可能性のある事故・故障若しくはこれに準ずる事故・故障をいう。

⑸　関係警察署

糸島警察署及び警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する警察署をいう。

⑹　関係機関

国、県、糸島市及び防災関係機関並びに玄海原発をいう。

第２　基本方針

原子力災害に対する警察措置については、警察職員の適正な被ばく管理を行いつつ、福岡県地域防災計画原子力災害対策編第１章第５節に定める防災対策を重点的に充実すべき地域を含む市町村の範囲（ＵＰＺ：玄海原発から概ね半径３０㎞の円内）を中心とする地域及び本部長が警察措置の実施を必要と認める地域において、

○　周辺住民等への情報伝達

○　住民等の退避・避難誘導及び救助並びに立入制限

○　立入禁止地区及びその周辺地域の警備、交通規制等

○　緊急輸送のための交通の確保

○　犯罪の予防等社会秩序の維持

○　その他災害警備に必要な措置

を行うことを基本とする。

なお、原子力事業者の事業所外運搬により、放射性物質又は放射線が異常な水準で輸送容器外へ放出された場合における警察活動の基本も同様とする。

第３　職員の非常招集及び緊急参集

原子力災害発生時における福岡県警察の職員（以下「職員」という。）の非常招集及び緊急参集は、災害警備基本計画及び福岡県警察非常招集規程（平成２７年福岡県警察本部訓令第１１号）の定めるところとする。

また、本部長及び関係警察署長は、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに原子力災害の規模及び態様に応じた要員の招集又は待機を命じ、原子力災害警備体制

の確立を図るものとする。

第４　警備体制

１　警察本部における体制の確立

⑴　福岡県警察災害警備連絡室

ア　警戒事象又は特定事象の通報を受理した場合又は住民等の安全確保のために本部長が必要と認めた場合は、警察本部に警備部長を長とする福岡県警察災害警備連絡室（以下「県警備連絡室」という。）を設置するものとする。

イ　県警備連絡室は、原則として、災害警備基本計画第４の２に規定する県警備連絡室の体制を準用し、その編成及び任務は別に定める。

ウ　国及び県との連携

(ｱ)　福岡県地域防災計画に定める県の災害警戒本部が設置された場合は、同本部に必要な職員を派遣するものとする。

(ｲ)　特定事象が発生した場合は、緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）において開催される国の現地事故対策連絡会議に、関係機関との情報の共有化を図るため、必要な職員を派遣するものとする。

エ　県警備連絡室は、福岡県警察災害警備本部が設置された場合又は災害対策の必要がなくなったと認められる場合に、本部長の指揮を受けて廃止するものとする。

⑵　福岡県警察災害警備本部

ア　内閣総理大臣が原災法第１５条第２項に規定する原子力緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を発出した場合又は住民等の安全確保のために本部長が必要と認めた場合は、警察本部に本部長を長とする福岡県警察災害警備本部（以下「県警備本部」という。）を設置するものとする。

イ　県警備本部は、原則として、災害警備基本計画第４の１に規定する県警備本部の体制を準用し、その編成及び任務は別に定める。

ウ　国及び県との連携

(ｱ)　福岡県地域防災計画に定める県の災害対策本部が設置された場合は、同本部に必要な職員を派遣するものとする。

(ｲ)　内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合は、オフサイトセンターに設置される福岡県地域防災計画に定める県の現地災害対策本部に、必要な職員を派遣するものとする。

⑶　現地指揮所の設置等

ア　設置

本部長は、県警備本部等の指揮を補完するため、必要により被災地又は被災地の直近に現地指揮所を設置するものとする。

イ　編成及び任務

現地指揮所の編成及び任務は、別に定める。

⑷　県警備本部等の廃止

内閣総理大臣が原災法第１５条第４項に規定する原子力緊急事態解除宣言を発出し、災害応急対策を実施する必要がなくなったと認める場合は、本部長の指揮を受けて、県警備本部及び現地指揮所を廃止するものとする。

２　関係警察署における体制の確立

⑴　警察署災害警備連絡室

関係警察署は、県警備連絡室が設置された場合は、警察署長を長とする警察署災害警備連絡室（以下「署警備連絡室」という。）を設置するものとする。

⑵　警察署災害警備本部

関係警察署は、県警備本部が設置された場合は、警察署長を長とする警察署災害警備本部（以下「署警備本部」という。）を設置するものとする。

⑶　関係機関との連携

関係警察署は、管内の関係機関に災害対策本部が設置された場合は、必要により職員を派遣するものとする。

⑷　署警備連絡室及び署警備本部の廃止

署警備連絡室及び署警備本部の廃止は、１の⑷の規定を準用するものとする。

第５　部隊の編成及び任務

１　本部警備部隊の編成

県警備本部等の各総括責任者及び各班長は、原子力災害の規模、態様等を総合的に判断して、当該警備部隊の編成を行うものとする。

なお、本部警備部隊の編成、任務及び活動要領は、別に定める。

２　警察署部隊の編成

警察署長は、１の規定（本部警備部隊の編成）に準じて、警察署警備部隊（以下「署警備部隊」という。）を編成するものとする。

第６　原子力災害等発生時における措置

１　事態の把握等

警察本部及び関係警察署は、直ちに所要の警備体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を保持し、次に掲げる事項について速やかに情報を収集し、当該事態の正確な把握に努めるものとする。

⑴　警戒事象又は特定事象の発生日時、発生箇所及び種類

⑵　警戒事象又は特定事象の発生原因（想定される原因を含む。）

⑶　検出された放射線量及び放射性物質の状況

⑷　玄海原発の敷地内の主な施設・設備の状況

⑸　負傷者及び被ばく者の状況並びに汚染拡大の有無・可能性

⑹　周辺環境への影響の有無・可能性

⑺　認知時の応急措置（対策状況の内容）

⑻　今後想定される異常事象及びその可能性

⑼　気象情報（天候、風向、風速及び大気安定度）

⑽　関係機関の対応状況

⑾　周辺住民及び観光客等の動向並びに交通状況

⑿　その他原子力災害警備活動の実施に必要な事項

２　主な警察措置

原子力災害が発生した場合における主な警察措置については、概ね次の活動を推進するものとする。

⑴　周辺住民等への情報伝達活動

オフサイトセンターにおいて国の原子力災害現地対策本部から示される対応方針に基づき、関係機関と連携を図り、周辺住民等に対する迅速・的確な情報伝達に努めるものとする。

⑵　住民等の退避又は避難の誘導活動及び救助並びに立入制限

原災法第１５条第３項に規定する避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示並びに災害対策基本法第６０条に規定する避難のための立退き勧告及び指示が発令された場合は、関係機関と協力して、直ちに応急対策従事者以外の者の立入りを制限又は禁止し、当該区域外への交通誘導措置を講ずるなど、当該区域住民等に対する屋内への退避又は避難の誘導活動を行うものとする。

その際、災害時に援護を必要とする高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、妊産婦及び外国人等の災害時要援護者の避難には十分配慮するものとする。

また、交通の誘導又は交通規制の箇所は、避難区域の範囲、避難所までの経路、風向等

を勘案して選定するものとする。

また、立入制限及び救出活動においては、関係機関と連携し、職員の安全対策に留意して活動を実施するものとする。

⑶　緊急輸送のための交通の確保

関係機関から緊急輸送活動に関して要請があった場合又はその必要があると認める場合は、被害の状況、緊急度及び重要度を考慮し、緊急輸送の円滑な実施を確保するための交通規制等を行うものとする。

なお、国等から派遣される専門家及び原子力緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては、必要な配慮に努めるものとする。

また、県警ヘリの出動の要請があった場合は、可能な限り支援に努めるものとする。

⑷　犯罪の予防等社会秩序の維持

住民避難又は屋内退避の対象地域及びその周辺並びに避難所等において、犯罪の防止等に向けた警戒活動を実施するとともに、避難者に対し所要の情報提供を行うなど、地域における社会秩序の維持に努めるものとする。

⑸　その他災害警備に必要な措置

原子力災害において、災害警備本部の任務に関する必要な措置を行うものとする。

３　職員の適正な被ばく管理

⑴　放射線被ばく限度

警察職員が被ばくの可能性がある環境下で、原災法第２６条が規定する緊急事態応急対策又は人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合の被ばく線量は、次に掲げる限度を超えないようにする。

ア　男性職員が緊急事態応急対策に従事する場合

５年間の実効線量の限度　１００ミリシーベルト

１年間の実効線量の限度　５０ミリシーベルト

イ　女性職員が緊急事態応急対策に従事する場合

３か月間の実効線量の限度　５ミリシーベルト

ウ　妊娠中の女性職員が緊急事態応急対策に従事する場合

体内に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすること（いわゆる内部被ばく）による実効線量の限度　１ミリシーベルト（ただし、いわゆる外部被ばくについては前記イを限度とする）

エ　人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合（女性職員を除く）

活動期間中の実効線量の限度　１００ミリシーベルト

⑵　原子力防護資機材の有効活用

原子力災害警備活動の実施に当たっては、放射性粉塵用防護服一式、サーベイメータ、個人被ばく線量計その他原子力災害対策に必要な装備資機材（以下「原子力防護資機材」という。）を確実に装着し、又は携帯し、これを有効に活用して適正な被ばく管理を行うものとする。

⑶　情報交換

原子力災害警備活動に従事する職員の安全を確保するため、オフサイトセンター等において緊急モニタリング本部、緊急医療本部等の専門家との緊密な情報交換を行うものとする。

４　被ばく線量管理

⑴　個人被ばく線量の記録

原子力災害警備活動に従事した職員の個人被ばく線量は、職員自身が、別表に定める個人線量管理票に確実に記録するものとする。

⑵　個人線量管理票の保管・管理

職員の個人線量管理票については、福岡県警察健康管理規程（平成１１年８月１２日福岡県警察本部内訓第２４号）第６条に規定する健康管理者が保管・管理するものとする。

⑶　個人線量管理票の保管期間

職員の個人線量管理票の保管期間は、同職員の在職中及び離職後３０年間とするものとする。

⑷　原子力災害警備活動に従事した職員に対する健康診断等

原子力災害警備活動に従事した職員に対し、当該業務に従事した期間、被ばく線量等を勘案し、医師による面接指導、臨時の健康診断等を実施するものとする。

また、同健康診断の結果等は、個人線量管理票とともに保管・管理するものとする。

第７　平素における措置

１　連絡体制の整備

警察本部及び関係警察署は、平素から原子力災害の発生に備え、関係機関と情報交換を行い、緊密な連絡体制を確立するとともに、被災想定地域の住民に対し伝達すべき情報種別を整理し、交番、駐在所等を通じた伝達の整備を図るものとする。

２　職員に対する教養訓練

警察本部及び関係警察署は、災害対策に従事する職員に対し、原子力災害に関する基礎知

識、原子力災害発生時における措置要領等に関する教養訓練を行うものとする。

3　原子力防護資機材の整備

警察本部は、原子力災害の特殊性を鑑み、災害現場での警察活動における二次災害防止のため、原子力防護資機材の整備充実に努めるものとする。

4　基礎資料の整備

警察本部及び関係警察署は、原子力災害発生時に的確な措置をとることができるよう、平素から次に掲げる事項について基礎資料の整備を行い、実態把握に努めるとともに、所属職員に対し周知徹底を図るものとする。

また、基礎資料の様式は、災害警備基本計画で作成する様式を準用するものとする。

⑴　原子力防災対策を重点的に充実すべき地域を含む市町村の範囲等の世帯数及び人口の実態

⑵　退避施設及び避難施設

⑶　避難道路の実態及び規制箇所一覧

⑷　原子力防護資機材一覧

⑸　防災関係機関、医療機関等一覧

⑹　ヘリポート、港湾等一覧

⑺　その他原子力災害警備活動に必要な資料

5　災害警備計画の策定

関係警察署長は、原子力災害の発生に際し、的確な措置を講じることができるよう、警察署における災害警備計画を策定し、警備部警備課長を経由し本部長に報告しなければならない。

また、その内容の変更が必要となった場合には、その都度、内容を修正し報告しなければならない。

第８　庶務

この要領に関する庶務は、警備部警備課において処理する。

主務課係名	警備課危機管理対策室災害対策係	電話番号	５７２３

別表

個 人 線 量 管 理 票

所属：

ふりがな 氏　　名 生年月日	昭・平　　年　　月　　日生（　　歳）	課・係名 階級・職名 拝命年月 (現所属歴)	課　　係 昭・平　　年　　月（　　年） 平成　　年　　月（　　年）

活動年月日	任　　務	活動エリア	開始時刻	終了時刻	被ばく線量 (mSｖ)	線量計所持者 氏名・型式	除染の 有無	服装等
例 23.6.25	被災地視察	南相馬市原町区 20～30km圏内	10:00	16:00	0.004	日本　太郎 ADM-102型	無	制服

注１　「被ばく線量」は、個人被ばく線量計の数値(積算線量)を記載すること。

注２　個人被ばく線量計を携帯しなかった職員については、行動を共にした職員が携帯した線量計の数値を記載すること。